

## あとがき

司馬遼太郎氏は「<sup>じ</sup>火星人の目と<sup>じ</sup>地下の人の目」という言葉を遺しています（関川夏央『司馬遼太郎の「かたち」』）。火星人の眼とは、物事を俯瞰的にみるということ、地下の人の目とは、庶民、すなわち権力からほど遠く、ひたむきに生きている人間の視線をいわれているようです。これは、新聞記者に対してこの二つの眼を持たなければならないと語ったもののようですが、これはまちづくりを支援する者にとっても貴重な言葉です。

震災復興まちづくりで、私はこの二つの眼からたいへん多くのことを学ばせてもらえたことに感謝しないわけにはいきません。一つめの眼は、いうまでもなく、新長田駅北地区東部まちづくりの現場からです。もう一つの眼は、震災直後からの専門家ネットワークや学会の先生方や仲間との議論の場からです。筆者が得た知見は、並行して進んだ二つの場での知見のフィードバックから得られたものです。

新長田駅北地区東部のまちづくりが、混沌とした状況から多くの人の力により今日の姿があるように、本書も並行しながら多くの人々の力を得て自然にできあがったように思います。

まちづくり協議会が活動を止めていれば、当地区の今日のまちづくりはなく、もちろん本書も存在しません。10年の歳月にはすでに亡くなられた方や地区外に移転された方もいます。このような状況の中、私生活を犠牲にしながら今日まで一貫してまちづくり協議会のリーダー・役員として苦勞してこられた横山祥一さん、野村勝さんをはじめとした多くの人々に深く敬意を表したいと思います。歴史は、このような人々の活動と努力によってつくられていくように思います。

あらためて復興まちづくりを振り返ると、神戸市のまちづくりに対する支援体制や施策など、震災前からの蓄積の深さを感じます。都市計画総局都市整備課、区画整理課、地域支援室、工務課、施設課、産業振興局工業課、西部建設事務所、こうべまちづくりセンター、長田区役所などの当地区の担当者は、住民主導まちづくりの支援に大きな努力を払ってこられたと思います。また当地区での私のコンサルタント活動においては、三好庸隆、貴志義昭、平田滋、根津昌彦、森崎輝行、松下慶治の諸氏をはじめ多くの各部門のスペシャリストの参画が大きな力となりました。

協議会における部分組織相互の共振化はもちろんのこと、行政の部分組織、専門家

の部分組織、これらの多くの部分組織それぞれが共振化し、その結果として町としての創発と進化があるといつてよいと思います。

小林郁雄さんが主宰する阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワークの「きんもくせい」に当地区まちづくりの記録を連載させていただきました。この連載は私的なノートというべきもので、書くことによって混沌とした私の頭の中を整理することに役立ちました。このネットワークが復興まちづくり支援に果たした役割は、たいへん大きかったと思います。

日本都市計画学会や都市環境デザイン会議の鳴海邦碩大阪大学教授をはじめとした先生方による復興まちづくりの後方支援から、コンサルタント活動を進めるうえで多くの示唆を得ることができました。

まえがきでも少しふれましたが、本書は、平成 15 年 3 月、大阪市立大学に博士論文として提出した「新長田駅北地区東部震災復興土地区画整理事業における住民主導のまちづくりシステムについての研究」がベースとなっています。この論文は、当時大阪市立大学教授の土井幸平先生（現大東文化大学教授）からのお勧めとたいへん貴重なアドバイスの賜物であり、先生がおられなければ、日の目を見ることはありませんでした。この論文は、平成 15 年度日本都市計画学会賞（論文賞）に選ばれ、独立行政法人日本学術振興会平成 17 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）の交付を受けて、本書として出版することができました。

出版するにあたって、「まちづくり」というものの普遍的な解明であることを鮮明にするため、上の論文に加筆し再構成をしました。本書の構成については学芸出版社の前田裕資さんから多くのアイデアをいただき、担当の越智和子さんにお世話をおかけいたしました。

第 7 章については、当地区まちづくりの背後で震災後に激動した長田シューズ産業界の状況がなかなか客観的につかめず、最後まで原稿が定まらなかったのですが、神戸市の三谷陽造さんに原稿に眼を通していただき、ご意見をいただいたことが大きな力になりました。

コンサルタント活動や本書の出版には、たいへん多くの方々からご助力をいただいたことをあらためて感じます。感謝の気持ちでいっぱいです。

おわりに私事になりますが、コンサルタント人生に専念できるようにと生活を支えてくれ、また本書の校正においても手伝ってくれた妻純子に感謝します。

2005 年 7 月

久保光弘

## 参考文献

〈本書全般についての基礎資料または参考文献〉

- 新長田駅北地区東部のまちづくり協議会、まちづくり協議会連合会、いえなみ委員会の役員会、部会、総会等における資料、まちづくりニュース、まちづくり提案など、および神戸市から協議会への提供資料
- 新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会『新長田駅北地区東部復興記録誌』2005
- 久保光弘「新長田駅北地区（東部）土地区画整理事業まちづくり報告(1)～(6)」『きんもくせい』『論集きんもくせい』『報告きんもくせい』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク、1995～2001
- 久保光弘「まちづくりシステムの研究(1)～(6)」『月間きんもくせい』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク、2003～2004

〈上記以外の参考文献〉

### 第1章

- ・ 神戸市『阪神・淡路大震災神戸復興誌』神戸市震災復興本部総括局復興推進部企画課、2000
- ・ 越沢明「都市計画は自信を持って」『市民まちづくりブックレット No.7』阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク、2001
- ・ 田坂広志『複雑系の知』講談社、1997

### 第2章

- ・ 松岡正剛『知の編集工学』朝日新聞社、1996
- ・ 川上秀光『都市政策の視点』学陽書房、1981

### 第3章

- ・ 落合重信『ながたの歴史』長田区役所広報課、1977
- ・ 磯崎新『建築における「日本的なもの」』新潮社、2003
- ・ 石田頼房『日本近代都市計画の百年』自治体研究社、1987
- ・ 建設省都市局区画整理課監修・区画整理研究会編著『新世代区画整理への展開』大成出版社、1993

### 第4章

- ・ 久保光弘、土井幸平「協働まちづくりによる復興区画整理の計画形成過程とその結果の評価—神戸市新長田駅北地区（東部）震災復興区画整理事業の場合」『2001年度都市計画学会学術研究論文集』日本都市計画学会、2001

### 第5章

- ・ 川上秀光『都市政策の視点』学陽書房、1981
- ・ 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂、1985
- ・ 落合重信『神戸の歴史・研究編』後藤書店、1980

- ・落合重信『ながたの歴史』長田区役所広報相談課、1977
- ・落合重信『条里制、日本歴史叢書（新装版）』日本歴史学会編、吉川弘文館、1995
- ・渡辺久雄『条里制研究』創造社、1968
- ・山田安彦『古代方位信仰と地域計画』古今書院、1986
- ・門脇禎二『葛城と古代国家』教育社、1984
- ・黄永融「歴史都市の計画規範としての風水論に関する研究」（大阪大学学位論文）、1996
- ・宮本常一『町のなりたち』未来社、1968

## 第6章

- ・神戸市『阪神・淡路大震災神戸復興誌』神戸市震災復興本部総括局復興推進部企画課、2000

## 第7章

- ・久保光弘、土井幸平「復興まちづくりにおける産業観光の取り組みについての考察—ケミカル産地・神戸市新長田駅北地区東部を事例として—」『2002年度都市計画学会学術研究論文集』日本都市計画学会、2002
- ・久保光弘、平田滋他「公開研究会・被災地における地域産業復興—長田地区を事例に」『ここまできた震災復興』日本都市計画学会関西支部震災復興都市づくり特別委員会都市復興研究部会、1997
- ・落合重信『ながたの歴史』長田区役所広報相談課、1977
- ・関満博、大塚幸雄編『阪神復興と地域産業』新評論、2001
- ・日本ケミカルシューズ工業組合、ホームページ（<http://www.csia.or.jp/>）

## 第8章

- ・久保光弘、土井幸平「まちづくりにおける住民主導町並みルールづくりの機能についての考察—震災復興神戸市新長田駅北地区東部の「いえなみ基準」を事例として—」『日本建築学会計画系論文集 No.562』日本建築学会、2002
- ・神戸市『阪神・淡路大震災神戸復興誌』神戸市震災復興本部総括局復興推進部企画課、2000
- ・オギュスタン・ベルグ『都市の日本』筑摩書房、1996

## 第10章

- ・田坂広志『複雑系の知』講談社、1997
- ・スチュアート・カウフマン『自己組織化と進化の論理』日本経済新聞社、1999
- ・M・ミッチェル・ワールドロップ『複雑系』新潮社、1996
- ・井庭崇、福原義久『複雑系入門』NTT出版、1998

## 第11章

- ・田坂広志『複雑系の知』講談社、1997

## あとがき

- ・関川夏央『司馬遼太郎の「かたち」—「この国のかたち」の十年』文藝春秋、2000

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 まちづくり協議会（第 4 条－第 6 条）
- 第 3 章 まちづくり提案（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 まちづくり協定（第 9 条－第 12 条）
- 第 5 章 地区計画等（第 13 条－第 16 条）
- 第 6 章 助成等（第 17 条・第 18 条）
- 第 7 章 まちづくり専門委員（第 19 条）
- 第 8 章 雑則（第 20 条・第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、住民等の参加による住み良いまちづくりを推進するため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づく地区計画等の案の作成手続に関する事項及びまちづくり提案、まちづくり協定等に関する事項について定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり協議会 第 4 条の規定により認定された協議会をいう。
- (2) まちづくり提案 第 7 条の規定により策定された提案をいう。
- (3) まちづくり協定 第 9 条の規定により締結された協定をいう。
- (4) 地区計画等 法第 12 条の 4 第 1 項各号に掲げる計画をいう。
- (5) 住民等 地区内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者をいう。

（市長の基本的責務）

第 3 条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第 2 章 まちづくり協議会

（まちづくり協議会の認定）

第 4 条 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地区の住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- (1) 地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの
- (2) その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの

(3) その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの  
(まちづくり協議会の認定申請)

第5条 前条の規定による認定を受けようとする住民等の協議会は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(まちづくり協議会の認定の取消し)

第6条 市長は、第4条の規定により認定したまちづくり協議会が、同条各号の一に該当しなくなったと認めるときその他まちづくり協議会として適当でないとき、その認定を取り消すものとする。

### 第3章 まちづくり提案

(まちづくり提案の策定)

第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

(まちづくり提案への配慮)

第8条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための施策の策定及び実施にあたっては、まちづくり提案に配慮するよう努めるものとする。

### 第4章 まちづくり協定

(まちづくり協定)

第9条 市長とまちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる事項について定めた協定をまちづくり協定として締結することができる。ただし、地区計画等で定められた事項については、この限りでない。

- (1) 協定の名称
  - (2) 協定の締結の対象となる地区の位置及び区域
  - (3) 協定の締結の対象となる地区のまちづくりの目標、方針その他住み良いまちづくりを推進するため必要な事項
- 2 市長は、まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ、まちづくり専門委員の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、まちづくり協定を締結したときは、その旨を公告しなければならない。
- 4 前2項の規定は、まちづくり協定を変更する場合について準用する。

(まちづくり協定への配慮)

第10条 住民等は、建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、土地の区画形質の変更等を行おうとするときは、まちづくり協定の内容に配慮しなければならない。

(行為の届出の要請)

第11条 市長及びまちづくり協議会は、まちづくり協定を締結したときは、当該まちづくり協定に係る地区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出るように要請することができる。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更
- (2) 土地の区画形質又は用途の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、住み良いまちづくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為

で規則で定めるもの

(届出に係る行為についての協議等)

第12条 市長は、前条の規定による要請に基づき届出があった場合において、届出に係る行為がまちづくり協定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者と必要な措置について協議することができる。

2 市長は、前項の規定により協議する場合において、必要があると認めるときは、まちづくり専門委員の意見を聴くことができる。

3 まちづくり協議会は、第1項の規定による協議について、市長に意見を述べるすることができる。

## 第5章 地区計画等

(地区計画等)

第13条 本章は、法の規定により地区計画等の案の作成手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の案の作成に係る公告及び縦覧)

第14条 市は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その旨並びに当該地区計画等の種類、名称、位置及び区域を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「素案」という。)を2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 市は、前項の規定により素案を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、素案の縦覧開始の日及び縦覧場所を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

第15条 市は、素案の内容を周知させるため必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載その他の適切な措置を講じるものとする。

2 市は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、開催の日前7日までに開催の日時及び場所を公告しなければならない。

(意見の提出方法)

第16条 素案に対する意見は、第14条第1項の縦覧開始の日から起算して3週間文書により提出することができる。

## 第6章 助成等

(まちづくり協議会に係る助成等)

第17条 市長は、まちづくり協議会に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(まちづくりに係る助成等)

第18条 市長は、前条に規定するもののほか、住民等のうち住み良いまちづくりの推進のために必要な行為を行うと認める者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

## 第7章 まちづくり専門委員

(まちづくり専門委員の設置)

第19条 市は、住み良いまちづくりを推進するため、まちづくり専門委員を置くものとする。

## 第8章 雑則

(公告の方法)

第20条 第9条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第14条第1項及び第2項並びに第15条第2項の規定による公告の方法は、神戸市公告式条例(昭和25年8月条例第198号)に規定するところによるほか、当該まちづくり協定又は素案に係る地区内若しくは区域内又はその周辺の適当な場所に掲示して行うものとする。

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年2月15日規則第77号により昭和57年2月15日から施行)

附則(平成元年3月22日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○神戸市都市景観条例(抜粋)

昭和53年10月20日

条例第59号

改正平成2年3月31日

条例第70号

平成9年3月31日

条例第50号

目次

前文

第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 市長の責務(第3条-第6条の2)

第3節 市民、事業者及び専門家の責務(第7条-第9条)

第2章 都市景観形成地域等(第10条-第15条)

第3章 美観地区(第16条-第18条)

第4章 伝統的建造物群保存地区(第19条-第25条の2)

第5章 景観形成指定建築物等及び景観形成重要建築物等(第26条-第28条の5)

第6章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定(第29条-第31条の3)

第7章 助成等(第32条-第34条の2)

第8章 都市景観審議会(第35条・第36条)

第9章 雑則(第37条)

第10章 罰則(第38条-第40条)

附則

わたしたちのまち神戸は、美しい港、緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、



山の変化に富んだ、明るく開放的で、異国情緒豊かなまちを形づくっている。

わたしたち市民は、この神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、自らが住み、働き、憩うわたしたちのまちを、個性豊かで、快適なものにしたいと願ってやまない。

ここに、わたしたち市民は、ともに力を合わせて神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、つくることにより、この愛する郷土を、市民ひとりひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものとすることを決意し、市民の総意に基づき、この条例を制定する。

## 第6章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定

(景観形成市民団体の認定)

第29条 市長は、身近な都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等で、次に該当するものを景観形成市民団体として認定することができる。

- (1) その活動が、市民団体等を構成している者が所有し、管理し、又は使用している土地又は建築物その他の工作物に関するものに限られているもの
- (2) その活動が、財産権を不当に制限することにならないもの
- (3) その活動が、活動区域の住民の大多数の支持を得ていると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項に該当しているもの

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(景観形成市民団体の認定申請)

第30条 前条第1項の規定による認定を受けようとする市民団体等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(景観形成市民団体の認定の取消し)

第31条 市長は、第29条第1項の規定により認定した景観形成市民団体が、同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときその他景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消し、その旨を告示するものとする。

(景観形成市民協定の締結)

第31条の2 一定の区域内に存する土地、建築物等又は広告物の所有者等は、その区域の実情に応じた都市景観の形成を図るため、都市景観の形成に必要な事項についての協定(以下「景観形成市民協定」という。)を締結することができる。

2 景観形成市民協定には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 協定の名称及び区域
- (2) 協定の対象となる区域
- (3) 協定を締結した者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (4) 都市景観の形成に必要な基準
- (5) 協定の有効期間
- (6) 協定の廃止又は変更の手續
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協定の対象となる区域の都市景観の形成に関し必要な事項

(景観形成市民協定の認定等)

第31条の3 景観形成市民協定を締結した者は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した景観形

成市民協定書（以下「協定書」という。）を作成し、その代表者から、規則で定めるところにより、協定書を市長に提出し、当該景観形成市民協定の認定を求めることができる。

- 2 市長は、協定書を審査し、その内容が優れた都市景観の形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、当該景観形成市民協定を認定することができる。
- 3 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 景観形成市民協定を締結した者が、当該景観形成市民協定を廃止し、又は変更したときは、その代表者からその内容を市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による認定を受けた景観形成市民協定について前項の規定による廃止の届出を受理したとき又はその内容若しくは運用が優れた都市景観の形成を図る上で適正でなくなつたと認めるときは、第2項の規定による認定を取り消し、その旨を告示するものとする。

## 第7章 助成等

（伝統的建造物群保存地区に係る助成等）

第32条 市長は、保存地区内における建築物その他の工作物及び必要物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該建築物その他の工作物若しくは必要物件の所有者等に対し、その経費の一部を助成することができる。

（景観形成重要建築物等に係る助成等）

第32条の2 市長は、景観形成重要建築物等の所有者等に対し、その維持、管理、修理等のために技術的助言を行い、又はそれらに要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、景観形成重要建築物の保存のために特に必要があると認めるときは、その所有者からの申出に基づき、当該景観形成重要建築物等を買収することができる。

（景観形成市民団体に係る助成等）

第33条 市長は、景観形成市民団体にに対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

（景観形成市民協定に係る助成等）

第33条の2 市長は、第31条の3第2項の規定により認定を受けた景観形成市民協定の当事者が協力して行う都市景観の形成活動に対し、技術的援助を行い、又は当該活動に要する経費の一部を助成することができる。

（都市景観の形成に係る助成等）

第34条 市長は、第32条から前条までに定めるものを除くほか都市景観の形成のために必要な行為を行うと認める者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

（表彰）

第34条の2 市長は、優れた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に掲げるもののほか、市長は、都市景観の形成に著しく貢献した個人、団体等を表彰することができる。

## 索引

- NPO 24,158,159  
 PLAN・DO・SEE 38,163  
 TMO 158,219
- あ
- アジアギャザリー神戸 149,157,163  
 アジアギャラリー構想 79,87,147,149  
 アジアタウン構想 143,174  
 アジア文化交流タウン検討懇談会 69,73  
 アドバイザー部会 69,179,181  
 安全安心街区 100,105,111  
 アンテナショップ 146,148,161  
 いえなみ委員会 69,73,178  
 いえなみ基金 74,185  
 いえなみ基準 87,171,175  
 家並み景観 167,185,194  
 いえなみ賞 74,184,186  
 イノベーション 139,153,162  
 ウォークラリー 184,214  
 受皿住宅 123,171  
 オールドカマー 54
- か
- 街区計画 68,71  
 街区計画変更提案 79,86,88,103  
 開放系の未来 25,219,236  
 カオスの縁 210,220  
 花壇づくり 114  
 環境共生 105,106  
 環境部会 69,105,112,185  
 韓国・朝鮮籍住民 51,142  
 神奈備山 49,92  
 起業家 149,157,164,229
- 基本まちづくり提案 68,78,85,98,103  
 協調建替 121  
 協調的建替 121,172,186  
 協働 13,15,32  
 共同化支援コンサルタント 122,129,131  
 共同建替 120  
 共同建替適地 71,125,132,138  
 “くつのまち：ながた” 復興プラン 143  
 黒地区域 209  
 計画形成の座標 38,96  
 景観形成市民協定 18,22,167  
 景観形成市民団体 22,167  
 ケミカルシューズ産業 141  
 建築協定 168  
 建築事前報告書 179,180,184  
 減歩率 58,59  
 公営住宅 123  
 公共施設のデザイン 88,105,235  
 工場アパート 54,155  
 耕地整理 50  
 神戸アジア交流プラザ 150  
 神戸市インナー長屋街区改善制度 85,171  
 神戸市景観形成市民団体連絡協議会 187,69  
 神戸市地域コミュニティパワーアップ事業  
     159  
 神戸市地区計画及びまちづくり協定に関する  
     条例 167,13,24  
 神戸市都市景観条例 18,22,167  
 神戸市まちづくり条例 13  
 神戸市民間借上賃貸住宅制度 123  
 神戸市民による地域活動の推進に関する条例  
     24  
 神戸市民の安全の推進に関する条例 174

個別建替 55,135  
コミュニティゾーン 111  
コミュニティ道路 94,101,107  
コミュニティビジネス 24,159

## さ

産業観光 143,148  
産業地区創造懇談会 69,144,171  
シースルー工場・作業所 147,157  
シースルーシャッター 136,178  
市街地再開発事業 52  
市街地整備計画 34,90,96,116  
事業型協議会 71,196,223  
事業計画 78,82,103  
事業系まちづくり提案 78,82  
自己組織化 208,212,218  
自己組織的臨界現象 215,229  
自治会 20,64,210  
自転車進入防止柵 106  
住工商混在地区 53  
シューズギャラリートOWN 156  
シューズギャラリートOWN構想 86,144,148  
シューズ産業 142,151,164  
シューズ産業集積地 144  
シューズ産業集積地区 53  
シューズプラザ 148,158,160  
住宅再建メニュー 120,121  
住民参加 15,18  
住民主導 18,22,138,167  
従来手法 39,234  
小規模協議会 192,217  
小規模地権者 133  
商工活性化部会 69,156,183,185  
条里地割 49,92  
条里プラン 90  
白地区域 209

人口 135,197  
震災復興緊急整備条例 13  
震災復興区画整理事業 41,57,216  
震災復興まちづくり 16,22,33,196,207  
新長田北安心安全コミュニティ推進協議会  
69,77

新長田北活性化センター 69,75  
垂直的思考 236,237  
水平的思考 236  
制度対応 36,39,238  
せせらぎ 102,110  
振動敏感性 227,228  
戦災復興土地区画整理事業 51  
全体構想 29  
全半壊・全焼率 52  
創発 208,225,226

## た

ターニング・ポイント 82,222  
大規模建築物 180,184  
高取山 48,93,114  
高取山・葛城山方位線 93  
段階土地区画整理事業 58  
短冊換地 124,132  
地域活性化 139,161  
地域活性化団体 76,226  
地域活動まちづくり 143,233  
地域共通割引券 159  
地域形成の枠組み 28,117  
地域産業 141,152,164  
地域の骨組み 26,98  
地域別構想 28,118,235  
地区活動まちづくり 24  
地区協議会まちづくり 24,25,233  
地区計画 85,171  
地区整備計画 170,171

地区の混乱 211,212

町街区 94,103

眺望 114

直線的構造的思考 236

ツイン区画整理手法 60

定例役員会 34

電線の地中化 108

都市型社会 14,18,233

都市計画 11,23,28

都市計画マスタープラン 28,118,235

都市原型 90,95,117

土地利用適地 125,138

土地利用の変容 95,154

## な

長田の良さを生かしたまちづくり懇談会  
13,64,142

2次・産業観光計画 156,163

2段階都市計画決定方式 57,98,118

## は

パイロットショップ事業 145,147,156

バタフライ効果 228

阪神・淡路大震災 12

阪神大震災復興市民まちづくり支援ネット  
ワーク 12,120

ビジョン共有型協議会 72,196,223

ビジョン系まちづくり提案 79

複雑系 205,207

復興共同住宅区 137

部分組織 219,220

ふれあい祭 150,184

編集 36,172,196

歩行者優先 101,106,111

ポジティブ・フィードバック 229

保留床 124,131,136

## ま

ましかど広場 107,137

まちづくりイベント 34

まちづくり協議会 19,64,66

まちづくり協議会活動の現象 43,209

まちづくり協議会規約 19,20,66

まちづくり協議会の認定 19,239

まちづくり協議会連合会 69,75

まちづくり協定 22,167,239

まちづくりコンサルタント 33,36,67

まちづくり支援制度 18,40,239

まちづくり手法 234

まちづくり条例 238

まちづくり推進課 14

まちづくり組織の届出 79

まちづくり提案 21,78,239

まちづくり提案ツール 37,238

まちづくりニュース 108,113

まちづくりのスパイラルアップ 231

まちづくり整備システム 237

街なみ環境整備事業 177

町並み景観 166,167,185

見える工場 125

見える工場建設補助制度 73,149

みちひろば 103,107,111

密集住宅市街地整備促進事業 56

木造密集市街地 12

杜の下町構想 74

●著者略歴

**久保光弘** (くぼ・みつひろ)

博士(工学) 大阪市立大学

1941年大阪市生まれ。1967年大阪工業大学建築学科二部卒。1961年大阪市職員、建築設計事務所などを経て、1967年(株)オオバ、1978年から(株)久保都市計画事務所所長。技術士(都市および地方計画)、一級建築士、区画整理士。大阪工業大学非常勤講師。

2000年度日本都市計画学会関西支部・関西まちづくり賞、2003年度日本都市計画学会賞(論文賞)受賞。

共著として『建築設計資料集成—地域・都市Iプロジェクト編』(日本建築学会編、丸善)、『震災復興が教えるまちづくりの将来』(学芸出版社)など。

---

## まちづくり協議会とまちづくり提案

2005年8月30日 初版第1刷発行

著 者……………久保光弘  
発行者……………京極迪宏  
発行所……………株式会社 学芸出版社  
                    京都市下京区木津屋橋通西洞院東入  
                    電話 075-343-0811 〒600-8216  
装 丁……………上野かおる  
印 刷……………創栄図書印刷  
製 本……………山崎紙工

---

© Mitsuhiro Kubo 2005

Printed in Japan

ISBN 4 - 7615 - 2369 - 7

**JCLS** 《(株)日本著作出版権管理システム委託出版物》

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつと事前に、(株)日本著作出版権管理システム(電話 03-3817-5670, FAX 03-3815-8199, e-mail: info@jcls.co.jp) の許諾を得てください。

## まちづくり協議会読本

大戸徹・鳥山千尋・吉川仁 著

四六・192頁・定価 1890円(本体 1800円)

まちづくり協議会とは一体何か、誰が参加するのか、会則や会費はどうするのか、議員は参加できるか、困った参加者対策は、協議会＝地区の合意か、ニュースやアンケート、まちづくり計画の作り方、計画作成後の活動をどう考えるか、といった数々の疑問に、実例を交えながら答える、住民参加のまちづくりのためのハウ・ツー本。

## まちづくりデザインゲーム

佐藤 滋 編著

B5変・128頁・定価 3150円(本体 3000円)

この地区はどんなまちにしていって良いのか、そこではどんな暮らしができるのか、そのためにはどんな問題があるのかなど、難しくて分かりにくい「まちづくりの将来像」が、役割ゲームと模型、CCDカメラで誰でも体感的に理解できるノウハウを公開。空間づくりのワークショップでの合意の壁を破る新技術。CD-ROM付き。

## エリアマネジメント

小林重敬 編著

地区組織による計画と管理運営

A5・256頁・定価 2940円(本体 2800円)

大都市都心部や地方都市の中心市街地で、民間によって構成された地域の組織が主体となり、開発だけでなく、開発後も管理運営を推し進め、地域を再生する取組みが行われている。汐留、六本木、丸の内から松江、高松、七尾まで、様々な規模と形態で展開する事例から、地域力を導く組織づくりと地域価値を高める活動を解説。

## 条例による総合的まちづくり

小林重敬編著

A5・272頁・定価 3150円(本体 3000円)

都市づくり行政の地方分権化は大きく動き始めた。都市計画法、建築基準法の改正という流れの中で、条例によるまちづくりは欠かせず、自主条例・委任条例の連携・一体化等の活用によって縦割り行政を乗り越え、地域の独自性を生かす総合的な展開への期待も大きい。研究・実務の第一線の執筆陣が法理論と事例を検証する。

## 小規模区画整理のすすめ

㈱区画整理促進機構 編

これからの街なか土地活用

B5変・176頁・定価 3360円(本体 3200円)

区画整理という大規模で長期間かかる公共の事業というイメージがあるが、短期間で行え、節税などのメリットもある小さな区画整理が、街なかの土地活用に効果的だ。敷地形状や接道条件が悪い、地権者の意向がバラバラ、税金が高いなど、デベロッパーやハウスメーカーの悩みを解決するその手法の実際と手続き、実例を詳解。

## 復興都市計画事業・まちづくり

安藤元夫 著

阪神・淡路大震災

A5・336頁・定価 3780円(本体 3600円)

震災後に強行された都市計画決定は、住民不在から多くの問題を孕んでいる。各地で行われた区画整理、再開発や密集事業など各種任意事業は、ほんとうにまちを再生させたのだろうか。綿密なアンケートと追跡調査をもとに各地区の復興プロセスを明らかにし、法定都市計画から、柔軟な事業へのパラダイム変換の必要性を導きだす。